

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 商工振興課

(2) 対象事項

令和 5 年度に西尾商工会議所に交付した、西尾商工会議所事業補助金及び西尾商工会議所経営改善事業補助金の支出状況及びこれに係る事業等の状況

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

・ 商工振興課

実績報告書に添付されている決算報告書の内容を確認しても、各事業の補助対象経費にどれだけの補助金が充当されているのか確認できない。そのため、実績報告書の確認時に補助金の使途の合規性を確認できているのか不明である。

・ 西尾商工会議所

実績報告書に添付されている決算報告書や貴団体の会計書類の内容を確認しても、各事業の補助対象経費にどれだけの補助金が充当されているのか確認できない。